

道弁連被災者支援ニュース 第2号 発行日 2016. 10. 13

発行責任者 北海道弁護士会連合会

〈被災者生活再建支援法が、道内一部に適用になりました〉

平成28年8月30日に発生した台風第10号の被害について、10月5日、北海道は、
【 室蘭市，空知郡南富良野町，白老郡白老町，虻田郡洞爺湖町，上川郡新得町，上川郡清水町，
中川郡幕別町 】 の各地域に被災者生活再建支援法の適用を決定しました。
同法の内容と適用にあたっての留意点等については、本ニュースの裏面をご覧ください。

各弁護士会では以下の相談を行っております。台風でお困りのこと、何でもお気軽にご相談ください。

★電話相談

弁護士会に無料電話相談ダイヤルを開設し、弁護士が相談に乗っています。

平日 昼 12時00分～16時00分
(*現在、土日祭日の電話は行っておりません)

☎ 0800-800-0234

★面接相談

①清水町相談

清水町役場まで弁護士が出向き、出張相談を実施します。

相談日 10月21日(金)，11月4日(金)，11月10日(木)，11月18日(金)

時間 午後1時～午後3時(1回約30分)

*事前のご予約をお願いしますが、当日でも相談受付いたします。

予約受付(清水町保健福祉課) ☎ 0156-69-2222

②南富良野町相談

南富良野町まで弁護士が出向き、出張相談を実施しています。

相談日 10月14日(金)～11月28日(月) 毎週月曜・金曜

時間 午後1時30分～午後4時(1回約30分)

*事前のご予約をお願いしますが、当日でも相談受付いたします。

ただし、予約の状況によってはお待ちいただくことがあります。

予約受付(旭川弁護士会) ☎ 0166-51-9527

③各弁護士会での相談

このほか、道内各地の弁護士会においても無料法律相談を受け付けています。

ご希望の方は、以下の電話番号にお問い合わせ頂き、事前の予約をお願い致します。

予約受付時間：平日 9時00分～17時00分

旭川弁護士会 ☎ 0166-51-9527 釧路弁護士会 ☎ 0154-41-0214

釧路弁護士会(帯広会館) ☎ 0155-66-4877

札幌弁護士会 ☎ 011-281-2428 函館弁護士会 ☎ 0138-41-0232

道弁連被災者支援ニュース 第2号 (裏面)

Q1 生活再建支援制度とは？

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、最大 300 万円の支援金を支給する制度です。

- ①住宅が「全壊」した世帯、
- ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じている場合で、そのままにしておくとは非常に危険だったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、その住宅をやむを得ず解体した世帯、
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）が対象です。

「全壊」「半壊」の認定には、後述の「り災証明書」が必要となります。

対象となった場合、次の二つの支援金が支給されます。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)

ア 住宅の被害程度に応じて支給される支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊・解体 長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として 100 万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として 200 万円が支給されることになります。

また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により 50 万円が支給され、その後建設により、合計して 200 万円になるまで支給されます。

今からでも片付ける前に家屋の外観・内部を写真に撮影する等して残しておくようにしてください。

申請先は市町村です。申請期間は原則として、基礎支援金が災害発生日から 13 ヶ月以内、加算支援金が災害発生日から 37 ヶ月以内です。

詳しくは市町村に問い合わせるか、北海道のHP（2016 年 10 月 5 日更新「被災者生活再建支援法の適用について」）を参照してください。

Q2 り災証明書とは？

市町村が申し出により家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、上記被災者生活再建支援制度のほか各種支援等の基準となるものです。り災証明書によって、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊等の認定がされます。

◎証明書の申請方法は市町村によって発行態勢が異なる場合があるので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

◎認定を受けるに際しては、柱や屋根、外壁などの主要構造部の損壊具合について様々な角度から写真を撮っておきましょう。また、家屋の平面図を書いて、損傷個所などを図示しておくともスムーズです。

◎認定に不服がある場合は、再調査を受けることもできます。

北海道弁護士会連合会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。

本ニュースに関するお問い合わせは、本書オモテ面記載の各連絡先までお願いいたします。

なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。